

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

仕様書

令和8年6月

秋田市環境部ごみ処理施設建設準備室

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	新ごみ処理施設整備基本計画策定業務	8
第 3 章	P F I 等導入可能性調査業務	2 5
第 4 章	土壌汚染状況調査業務	2 7
第 5 章	測量・地質調査業務	3 2
第 6 章	環境影響評価関係業務	3 7
第 7 章	最終処分場整備支援業務	5 1
第 8 章	排水処理施設改修支援業務	5 4

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、秋田市（以下「本市」という。）が計画する新ごみ処理施設整備事業の実施に当たり、令和17年度の供用開始を目指して、遅滞なく整備を進めるため、新ごみ処理施設整備基本計画策定および環境影響評価等の総合的な支援を受け、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

なお、本業務の実施に当たっては、建設工事の発注段階において処理方式の選定を含めて競争に付すことを目指すものとする。

2 委託業務名

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

3 業務内容

- (1) 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務
- (2) P F I 等導入可能性調査業務
- (3) 土壌汚染状況調査業務
- (4) 測量・地質調査業務
- (5) 環境影響評価業務
- (6) 最終処分場整備支援業務
- (7) 排水処理施設改修支援業務

4 施設概要

(1) 計画施設

一般廃棄物処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設（前処理破碎施設を含む）：建替

イ マテリアルリサイクル推進施設：建替

ウ 最終処分場：整備

エ 排水処理施設：改修

なお、マテリアルリサイクル推進施設については、既存施設（不燃性粗大ごみ処理施設：32t/日、資源化施設：74t/日）と同程度の処理能力と想定し、現状と同様に同一敷地内においてごみ処理とリサイクル処理を効率的に行えるように付帯設備を含めて敷地利用を検討すること。

(2) 計画場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある総合環境センターの別添図面により示した場所

(3) 計画施設規模

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設：第2章新ごみ処理施設整備基本計画策定業務による。（約385t/日）

焼却ごみ（プラスチック分別後）、可燃性粗大ごみ、排水処理施設の脱水汚泥、リサイクル施設の残渣、下水道の沈砂、汚泥再生処理センターの脱水汚泥

イ マテリアルリサイクル推進施設：第1章総則4(1)による。

空きびん、空き缶、ガス・スプレー缶、ペットボトル、水銀含有ごみ、使用済み乾電池、金属ごみ、不燃性粗大ごみ、リチウムイオン電池、小型家電、フロンガス

ウ 最終処分場：第7章最終処分場整備支援業務による。

エ 排水処理施設：第8章排水処理施設改修支援業務による。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和13年2月28日までとする。

- ・新ごみ処理施設整備基本計画業務は令和11年2月28日までに完了すること。
- ・PFI等導入可能性調査業務については、令和10年2月29日までに完了すること。
- ・土壌汚染状況調査業務、測量・地質調査業務、最終処分場整備支援業務および排水処理施設改修支援業務は、令和9年2月26日までに完了すること。
- ・環境影響評価業務のうち、秋田県環境影響評価条例に基づく手続きに関する業務は、令和12年2月28日まで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査に関する業務は令和13年2月28日までに完了すること。

6 仕様書の適用

本仕様書は、本業務に適用するものとし、受託者は、本仕様書によるほか、本仕様書に明記のない事項であっても、計画策定上必要と思われる業務については、本仕様書の適用範囲として、受託者の責任において実施する。

7 関係法令等

受託者は、業務の実施に当たり本仕様書に定めるもののほか、関係する法律、政令、省令、条例、規則および通知等を遵守すること。

8 資料の貸与

本業務の遂行上必要になる資料の収集、調査および検討等は原則として受託者が行うものであるが、現在本市が所有し業務に活用出来得る資料は

貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本市に提出し、業務完了とともに返納するものとする。

9 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、中立性を厳守するとともに第三者に漏らしてはならない。

10 関係官公庁等との協議

受託者は、関係する官公庁、民間企業および任意団体等との協議を必要とするとき又は協議を求められたときは、誠意をもってこれに当たるとともに、このことを遅滞なく本市に報告するものとする。また、協議に必要な資料および議事録の作成を行うものとする。

11 各種申請手続き支援

本業務実施に伴い必要となる法令等（法令ならびに条例および規則をいう。）および交付金等の各種申請手続きに関する技術的検討ならびに計画支援を行うこと。

12 提出書類

受託者は、業務の着手および完了に際し、次の書類を提出するものとする。なお、次の(1)着手時の書類については、本市の承認を受けるものとし、その承認された事項を変更しようとするときは、その都度変更届を提出し、本市の承認を受けて実施すること。

また、受託者は、業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務実施体制書を作成し、業務計画書と併せて本市に提出するものとする。

(1) 着手時

- ア 着手届
- イ 総括責任者届
- ウ 管理技術者届、照査技術者および担当技術者届
- エ 業務工程表
- オ 業務計画書
- カ 業務実施体制書

(2) 完了時

- ア 完了届
- イ 成果品引渡し書
- ウ 成果品一式
- エ 業務工程表（実績）
- オ 請求書

13 業務工程

受託者は、提出した業務工程表に基づき遅延なきよう業務を遂行するよう努めることとする。なお、やむを得ずその業務工程に変更が生じた場合は、直ちに変更業務工程表を提出するとともに本市と協議し、承認を受けること。

14 成果品

受託者は、業務完了に際し成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成および編集方法等については、あらかじめ本市と協議の上作成するものとする。なお、成果品およびその他の資料の全ての著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、本市に譲渡するものとする。

15 成果品の検査

受託者は、業務完了時に、本市の検査を受けるものとする。その結果、訂正を指示されたものについては速やかに訂正すること。

16 引渡し

成果品の検査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

17 留意事項

- (1) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- (2) 受託者は、本市と厳密な連絡をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行について、民地への立入りの際の地域住民との交渉には誠意をもってこれに当たり、絶対に紛争を起こしてはならない。また、これに伴って受託者の責により支払わなければならない費用が発生した場合は受託者の負担とする。
- (4) 第4章土壤汚染状況調査業務については、土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づき環境大臣の指定を受けた指定調査機関が実施すること。また、土壤汚染対策調査技術管理者を土壤汚染状況調査業務の業務責任者として従事させること。
- (5) 本業務において、一部業務を委託する（以下「再委託」という。）場合は、本市の承諾を受けた後、再委託通知書（任意）を提出すること。また、本業務が円滑に推進するよう、再受託者に対する必要な監督を行うこと。
- (6) 本業務のうち、第8章排水処理施設改修支援業務については、循環型社会形成推進交付金の対象外事業とする。

18 疑義

仕様書記載事項に関して疑義が生じた場合は、自己解釈せず、本市に照会の上、その意図を十分に理解し業務を履行するものとする。



敷地全景写真（平成 18 年：第 2 リサイクルプラザ建設後）



鳥瞰写真（平成 25 年：メガソーラー設置後）

第2章 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務

第1節 新ごみ処理施設整備基本計画

受託者は、計画目標年次における計画処理区域内のごみを適正に処理するために必要な施設としての新ごみ処理施設の整備内容について検討し、新ごみ処理施設整備基本計画としてとりまとめる。

1 基本項目の設定

(1) 目的

効率性、経済性、資源回収、エネルギー利用等の観点から、現有ごみ処理施設の状況を整理し、次期施設の整備に向けた背景および次期施設の必要性や目的を設定する。

(2) 施設整備基本方針

秋田市一般廃棄物処理基本計画および秋田中央地域循環型社会形成推進地域計画（第1期）（以下「地域計画」という。）に基づいて次期施設の位置付けを明確にし、施設の整備方針を設定する。

2 基本条件の設定

(1) 現状および課題の整理

本計画の前提となる秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町および大潟村（以下「秋田中央地域」という。）のごみ処理の現状および課題を整理する。

ア 人口および世帯数の推移

イ 事業所数および従業者数の推移

ウ ごみ排出量の現状

エ 収集、運搬の現状

オ 中間処理および最終処分の現状

カ ごみ処理および処分の課題

(2) 建設場所

施設の建設場所について確認・整理する。

(3) 敷地面積

建設場所の範囲を明記し、敷地面積について整理する。

(4) 敷地条件

ア 地理的条件

敷地形状、周辺土地利用状況、搬出入道路状況、計画地盤高、電波伝搬路、高度規制、地域開発事業、地質等について調査する。

イ 法規制条件（関係法令の確認）

ごみ処理施設の建設に際して遵守すべき各種関係法令、技術基準お

よび規格等を整理する。

ウ 都市計画事項

用途地域、建ぺい率、容積率、防火地区指定等について調査する。

エ 敷地周辺設備（ユーティリティ条件）

次に示す敷地周辺設備の取り合い、引き込み位置、放流位置等について調査する。

(ア) 給排水（上下水、工業用水、井水、プラント用水、雨水排水、生活用水）

(イ) ガス（種類の検討、供給可能量を含む）

(ウ) 電気（受電電圧、受電可能電力等を含む）

(エ) 通信（電話、インターネット回線）

(5) プラスチック資源

令和8年度から別途実施するプラスチック分別収集に関する市場調査との連携を図りながら、プラスチック製容器包装廃棄物およびプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化について検討を行うこと。

(6) 処理対象物（計画ごみ量、ごみ質）

新ごみ処理施設においては、プラスチックの分別を行った上でのごみ処理を予定している。また、リサイクル施設からの残渣、秋田市汚泥再生処理センター等から排出される脱水汚泥量（秋田市内で発生するし尿量、秋田市農業集落排水を含む浄化槽汚泥の増減、し尿の受託処理による影響、最終処分場排水処理施設から発生する脱水汚泥）および下水道の沈砂等を考慮した検討内容とすること。

ア ごみ処理の現状整理

計画ごみ量やごみ質の設定に当たって、ごみの排出区分およびごみ処理フローの整理、既存施設の施設概要、既存施設の維持管理体制を整理する。

イ 計画ごみ量

施設において処理対象とする廃棄物の種類と量および次の項目を整理する。

(ア) ごみ処理フロー図

(イ) 計画目標年次

(ウ) 計画収集人口

(エ) 将来ごみ計画

ウ 計画ごみ質

過去の実績および将来のごみ収集、資源化計画などを考慮して計画ごみ質を決定する。計画ごみ質の設定項目は、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみにおける三成分（水分、灰分、可燃分）、単位体積重量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）および低位発熱量とする。

エ 施設規模

1日当たりの処理量を算定し、施設規模を算出する。なお、ごみ処理を行う時間（運転時間）、炉数および貯留ピットの容量等についても併せて検討する。

オ ごみ処理方式

処理方式の検討に先立ち、従来の処理技術の高度化、最新技術動向や研究開発状況、最新の実績等を調査、把握する。最新技術動向は、施設の適用性判断に活用する。これらを踏まえ、循環型社会形成推進交付金事業を前提として、本市の実情に見合った処理方式を検討する。

また、ごみ処理方式の検討に際しては、新ごみ処理施設から生じる残渣の処理についても併せて比較検討するものとする。

(ア) 検討対象とすることごみ処理システムの設定

(イ) 評価・選定方法の検討

(ウ) ごみ処理方式の比較検討

カ 搬入出条件

(ア) ごみ搬入条件

処理対象ごみの種類、搬入量、搬入方法、搬入頻度、搬入経路、使用車両の形式および台数、搬入時間等について調査する。

(イ) 搬出車両条件

焼却残渣（焼却灰等）や資源化物等の搬出などの搬出形態について検討する。

(ウ) その他車両条件

各種薬品や用役等の搬入等、各種車両の搬入形態について検討する。

(7) その他

上記(1)から(6)までの整理の結果、本事業を円滑に実施していくためにその解決が必要不可欠と考えられる課題等が把握できた場合は、遅滞なく本市に報告の上、対処方法に関する協議を行うものとする。

3 環境保全計画の策定

(1) 公害防止目標値の設定

新ごみ処理施設を設置するに当たって、計画、建設、運営の各段階において様々な環境保全上の規制を受けるため、これらを考慮して、各種公害防止の目標値について検討し、設定を行う。

ア 排ガス排出目標値

イ 排水放流目標値

ウ 悪臭防止目標値

エ 騒音防止目標値

オ 振動防止目標値

カ その他必要な公害防止目標値

(2) 環境保全対策

次の環境保全対策について検討し、計画を策定する。

ア 騒音・振動対策

イ 悪臭対策

ウ 排水対策

エ 粉じん対策

(3) 施工中の対策

建設工事中の環境保全対策について検討する。

(4) 施設稼働後の対策

新ごみ処理施設稼働後の環境保全対策について検討する。

4 余熱利用計画

新ごみ処理施設から発生する熱エネルギーの量、利用用途および方法などについて検討を行う。

(1) 発電

蒸気タービンにおいて発電を行う場合には、計画ごみ質（発熱量）、処理能力等を踏まえ、内部消費電力量および電力会社への売電の可能性等について検討を行う。

(2) 場内利用の検討

新ごみ処理施設やその他の処理施設への供給方法（蒸気による供給、高温水による供給、温水による供給、その他の方法など）の検討および供給先の必要量について検討する。

(3) 場外利用の検討

外部へ熱供給する場合には、供給方法（蒸気による供給、高温水による供給、温水による供給、その他の方法など）の検討および供給先の必

要量について検討する。

5 焼却残渣の処理計画

新ごみ処理施設から発生する飛灰、焼却灰等の処理方式について検討する。

6 災害対策の検討

国の災害廃棄物対策指針や建設予定地の地理的な条件を踏まえ、災害時において、安定したごみ処理を可能とする施設の災害対策について検討する。

7 施設配置計画

(1) 建物配置

主要な建屋の配置計画を行う。敷地形状、外部道路からの取り付き、構内計画、各建屋の連携、副生成物の保管形態なども考慮して検討を行う。新ごみ処理施設における主な建屋は次のとおりである。

ア 工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）

イ 管理棟（工場棟と一体にする場合もあり）

ウ 計量棟

エ 煙突（工場棟と一体の場合もあり）

オ 各種付帯施設（特別高圧変電所、危険物貯蔵庫、ストックヤード、洗車場、車両車庫など）

カ ユーティリティ

(2) 車両動線計画

収集運搬車両、直接搬入車両、焼却残渣および資源化物等の運搬車両、薬品などの搬入車両、管理職員や見学者の車両、メンテナンス車両・消防車等の動線を考慮して構内道路の配置を計画する。

ア 車両台数算定

イ 車両動線計画

ウ 職員、見学者動線検討

エ 駐車台数算定

オ 図面作成等

8 プラント計画（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

(1) 基本方針

施設の運転管理、日常の維持管理および将来の設備更新を十分配慮して、主な検討項目は次のとおりとする。

ア 機器構成

- イ 安全対策
- ウ 火災対策
- エ 地震対策
- オ 地域特性による対策

(2) プラント設備計画

プラント機器の各設備についての内容を検討する。

- ア 基本処理フロー
- イ 受入供給設備
- ウ 前処理設備
- エ 燃焼設備
- オ 燃焼ガス冷却設備
- カ 排ガス処理設備
- キ 給水設備
- ク 排水処理設備
- ケ 余熱利用設備
- コ 煙突設備
- サ 灰出し設備
- シ 電気設備
- ス 計装設備
- セ その他付帯設備

9 土木建築計画

(1) 基本方針

工場の機能、利用目的に適合し、関連法規を遵守した計画を行う内容を検討する。また、外観や意匠についても記載する。

- ア 施設の機能
- イ 施設の意匠、デザインについて
- ウ 居室の種類、用途など
- エ 見学者への配慮
- オ 将来の設備更新のための対策

(2) 土木計画

- ア 造成計画
- イ 雨水排水計画
- ウ 外構計画

当該施設への搬入車両等を考慮し、道路幅員や舗装構成、計量での待機長等を計画する。また、周回道路などについても検討する。主な

検討項目は次のとおりである。

- (ア) 構内道路
- (イ) 駐車場・囲障
- (ウ) 構内植栽

(3) 建築計画

建築物に関して、構造などについての検討を行う。

- ア 建築意匠計画
- イ 建築構造計画
- ウ 平面計画
- エ 建物高さ
- オ 建築設備計画

10 公害防止計画

工事中の公害防止について、施工場所における法的要求事項を整理し、これに対する対策を検討するとともに、次の事項について整理する。

- (1) 低騒音・低振動対策
- (2) 工事車両による周辺道路の汚れ防止対策
- (3) 工事排水対策
- (4) 地下水位低下対策
- (5) その他必要な事項

11 環境学習・啓発機能の検討

新ごみ処理施設における環境学習・啓発機能の導入に関する検討を行う。

12 事業工程

エネルギー回収型廃棄物処理施設建設までの詳細スケジュールを策定する。また、マテリアルリサイクル推進施設の建設および既存施設の解体までの事業全体のスケジュールを策定する。

(1) 事業発注段階

建設工事の事業契約までに必要な準備作業について検討する。

(2) 設計・建設および運営維持管理段階

建設工事の事業契約から竣工引渡し、運営維持管理までの全体工程を検討する。

13 事業方式

施設整備基本方針、運営管理計画等および第3章PFI等導入可能性調査業務の内容に基づき、公設公営方式、公設民営方式、PFI（民設民営）等の事業方式について、他都市の事例等を踏まえ、課題等の整理を行う。

14 財源計画

施設の建設および運営維持管理に必要な財源について検討を行う。事業全体の概算事業費、財源内訳、各年度の執行予定を検討する。

15 運転管理計画

施設運転条件（年間運転日数、稼働時間等）・補修条件（保守点検、定期補修）、工場運営組織（直営、委託、人件費）について検討する。

16 技術検討委員会支援

本市で設置する技術検討委員会において、次の項目について支援する。委員会は、5回程度を想定する。

- (1) 検討委員会に出席した上で、当委員会における技術的課題の抽出および論点の整理
- (2) 検討委員会において、明らかになった課題等の記録をまとめるとともに当該課題等に対する対応方針の整理

17 パブリックコメント支援

施設整備基本計画についてパブリックコメントを実施するに当たり、意見により明らかとなった課題等の対応方針の整理を行うこと。

第2節 新ごみ処理施設整備基本設計

新ごみ処理施設整備基本設計は、地域計画により計画化された施設について、施設基本計画を受けて、建設工事の発注過程へと進むためのものである。

受託者は、新ごみ処理施設整備基本設計として、以下の内容を実施する。

1 発注方式の検討

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き 平成18年7月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（令和7年3月改訂）」等を参考に、発注方式を検討し、設定する。

2 参考見積仕様書の作成

施設整備基本計画の内容を踏まえて、基本設計を行い、概算事業費等の把握するに当たって必要な見積設計図書の提出を求めるために、参考見積仕様書を作成する。

参考見積仕様書の作成に当たっては、ごみ処理施設整備の計画・設計要領などに準拠して設計するものとし、次の項目について記載する。

- (1) 建設用地の都市計画条件、周辺状況による工事の制約、建設用地の地質状況など積算に必要なデータ
- (2) 公害防止基準
- (3) 建設物の必要なスペース（必要な居室一覧）、建築物の構造、景観、意匠など
- (4) プラント設備 焼却処理性能、機器の系統、自動化の範囲、運転必要人員など
- (5) 性能保証項目 焼却処理量、焼却炉出口温度、公害防止設備の性能等
- (6) 契約不適合責任期間
- (7) 建設工事、試運転期間の条件
- (8) 予備品、消耗品の条件等

3 見積設計図書の技術審査

参考見積設計仕様書に基づきプラントメーカーから提出された見積設計図書、見積書について技術審査を行い、必要に応じて改善要求などを行う。また、予定価格設定のベースとなる事業費の算出を行い、必要に応じ財源計画を見直す。

4 発注仕様書案の作成

3を踏まえて、仕様の一部変更や追加を行い、発注仕様書案を作成する。本書は、事業方式の決定後に事業者募集書類を作成する上での基礎資料とする。

第3節 敷地造成設計

受託者は、敷地造成設計として、以下の内容を実施する。

1 造成工事基本設計

(1) 設計条件の検討

測量・地質調査、現地踏査および過年度成果等により、計画区域の現況、周辺の道路、交通状況および計画の進捗状況等を把握するとともに、施設の配置計画および設計内容を理解し、基本設計を行うに当たっての条件を整理する。

(2) 整地設計

敷地条件や土地利用計画を踏まえた整地計画案を検討し、周辺の高さや用地の制約等との整合を図りながら整地基本設計を行う。

また、土留壁等が必要となる場合について、切土法面を含めた斜面の安定に配慮した概略検討を行い、採用する工種や工法の選定を行うものとし、地下水対策として遮水壁等が必要となる場合については、採用する工種や工法の選定を行うものとする。

(3) 道路設計

敷地への進入等を考慮し、配置計画を踏まえた道路計画を検討し、周辺の高さや動線に配慮した道路基本設計を行う。

(4) 雨水排水設計

敷地造成に伴う雨水排水施設の計画、流域設定、流量計算を行い、敷地内の雨水排水施設の断面や勾配の基本設計を行う。その際、現状の雨水排水計画を確認し、新たな基準や防災上の視点を織り込んだ上で、本事業における防災対策としての雨水排水計画を立案するものとし、これに必要となる調査等を実施する。

(5) 防災設計

雨水排水計画を踏まえ、既存の雨水調整池の状況および新たな雨水調整池の必要性に関する検討を行うこと。さらに、必要に応じて、安全を考慮した防災施設の検討、敷地外への土砂流出等を抑制するための防災施設の基本設計を行う。

(6) 公園・緑地設計

敷地造成に伴い整備する法面等への植栽に関する基本設計を行う。

(7) 概算数量および概算事業費の検討

敷地造成工事の発注に向けた概算数量および概算事業費を検討する。

第4節 旧焼却施設解体支援

本業務は、平成24年1月に廃止した焼却施設（以下「旧焼却施設」という。）および新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）建設に支障となる施設等の解体工事に当たり事前に必要となるダイオキシン類等調査分析、解体工事基本計画、解体工事設計および発注支援を行うものである。

1 対象施設の概要

解体対象施設としては、旧焼却施設を中心に外構などがある。参考として、旧焼却施設の概要を示す。

（参考）旧焼却施設

竣工：昭和53年3月

建築面積：3,380 m²

延床面積：7,631 m²

構造：鉄筋コンクリート造・鉄骨造

処理能力：300 t /24h（150 t /24h × 2 炉）
200 t /24h（1 炉）

処理方式：連続運転式ストーカ炉

排ガス処理：バグフィルター

2 ダイオキシン類等調査

解体工事設計のための基礎資料とすることを目的に、旧焼却施設におけるダイオキシン類、重金属類およびアスベスト等の調査等を行うものとする。

試料採取箇所および数量は、以下を標準とするが、必要により、別途協議の上追加調査を行う。

(1) 分析調査計画書の作成

旧焼却施設のダイオキシン類等事前サンプリングのため、分析調査計画書の作成を行う。

(2) 旧焼却施設のダイオキシン類等調査

分析箇所の選定に当たっては「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に準拠する。ダイオキシン類および重金属類の分析箇所ならびに検体数は次を標準とする。

ア 付着物中のダイオキシン類、重金属類

設備名	調査内容		検体数	
	DXNs ※ 1	重金 属類 ※ 2	DXNs ※ 1	重金 属類 ※ 2
燃焼炉内付着物 1号炉本体	○	○	1	1
〃 2号炉本体	○	○	1	1
〃 3号炉本体	○	○	1	1
廃熱ボイラ内付着物 3号炉	○	○	1	1
排煙冷却設備内付着物				
1号炉空気予熱器	○	○	1	1
〃 2号炉空気予熱器	○	○	1	1
〃 3号炉減温塔	○	○	1	1
除じん装置内壁面等付着物				
3号炉バグフィルター	○	○	1	1
〃 3号炉旧電気集じん装置	○	○	1	1
煙道内付着物 1号炉煙道	○	○	1	1
〃 2号炉煙道	○	○	1	1
〃 3号炉煙道	○	○	1	1
〃 3号炉旧誘引通風機	○	○	1	1
〃 3号炉誘引通風機	○	○	1	1
煙突下部付着物 1・2号炉	○	○	1	1
〃 3号炉	○	○	1	1
灰出し設備内付着物 ダスト加湿装置	○	○	1	1
灰出設備内付着物 灰ピット	○	○	1	1
排水処理設備内付着物 配管等	○	○	1	1
ボイラ排水処理設備内付着物 配管等	○	○	1	1
合計			20 検体	20 検体

※ 1 ダイオキシン類

※ 2 鉛、水銀、六価クロム、砒素等

イ 作業環境（空気中のA，B測定、併行測定）

炉室内：3ヶ所

作業環境：合計 3ヶ所

(3) アスベスト調査

旧焼却施設に使用されたアスベスト含有部材等について調査を行う。調査は、建設当時の完成図書等を精査することによるものとする。その上で、試料を採取し分析を行う。

試料採取箇所および数量は、次を標準とするが、必要により、別途協議の上、追加調査とする。

- ・分析箇所：保温材、吹付材等（20ヶ所）
- ・調査項目：定性および定量分析
- ・測定方法：「建材中の石綿含有率の分析方法について」

（平成18年8月21日付け基発第0821002号）

(4) 分析結果の解析

ダイオキシン類、重金属類およびアスベスト等の分析結果より、各機器や室内等の汚染状況を解析する。付着物は、ダイオキシン類の高濃度汚染場所が認められた場合は、その周辺において最低1ヶ所以上追加サンプリング・調査を行う必要があるため、分析結果の解析を基に隔離養生対策を加味しながら、別途協議の上、追加調査・分析を検討する。

(5) 表層土壌の重金属類調査

敷地の表層土壌（アスファルト直下）の重金属類の試料採取と分析検体数は次を標準とし、分析結果を基に表層土壌の汚染状況を解析する。

- ・試料採取：4地点
- ・検体数：1検体（混合）
- ・測定項目：含有・溶出量試験9項目※

※カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物

(6) PCB調査

旧焼却施設で使用している機器（油入遮断器、変圧器、コンデンサー等）のPCB使用の有無を調査分析する。また、蛍光灯の安定器は製造番号等から製造メーカーへの照合を行い、有無を確認する。

なお、試料採取数量は、次を標準とするが必要により別途協議の上、追加調査する。

- ・試料採取：10検体

・測定項目：低濃度P C B

3 物量調査

旧焼却施設解体工事に向けて、解体範囲を検討の上、解体範囲について、既存資料の収集・整理および現地踏査を行い、建築物およびプラント設備等に関する物量調査を実施する。

4 残置物調査

旧焼却施設解体工事に向けて、現地調査を行い、施設に残置された備品類、予備品類、什器類、残灰・泥状物および残薬品等に関する残置物調査を実施する。

5 解体工事基本計画書の作成

解体工事設計図書を作成するための解体工事（跡地整備含む）に関する基本事項を定めるものとする。旧焼却施設の状況を把握した上で次のことについて検討を行い、解体工事に係る基本計画書を作成する。

- (1) 諸条件および法規制の整理
- (2) 環境保全目標値
- (3) 解体工事範囲および対象設備内容
- (4) 作業環境区分等の設定
- (5) 作業中の粉じん等飛散防止および排水流出防止対策
- (6) 解体工法および解体手順
- (7) 廃棄物の保管および処理・リサイクルの方法
- (8) 工事期間中の周辺および作業環境調査方法
- (9) 解体工事工程
- (10) その他解体工事に必要な検討事項

6 解体工事設計図書の作成

旧焼却施設の解体工事に係る見積仕様書を作成し、見積依頼を行うとともに、事業者からの見積設計図書の精査および事業費の算出を行う。なお、解体工事については性能発注方式によるものとし、旧焼却施設の既存図面、既存設計図書に係る資料は本市から提示する。

(1) 解体工事見積仕様書の作成

旧焼却施設の解体工事に係る事業費の算出および見積仕様書等を作成する。

ア 解体工事見積仕様書の作成

解体工事に係る見積仕様書の作成および仕様書に添付する既存図面

の整理を行う。見積仕様書作成に当たっては、ダイオキシン類等調査結果のほか、旧焼却施設の既存設計図書等および現地の状況から、可能な限り参考数量を明示し、見積精度の確保を図る。

イ 見積設計図書の技術評価

前記の見積仕様書に基づく、見積業者から提出された見積設計図書について比較評価を行い、必要に応じ最終の要求水準書に反映させる。

(2) 解体工事要求水準書の作成

見積設計図書等を基に最終の解体工事に係る要求水準書の作成を行う。

(3) 解体工事費の設定

前記の見積業者から提出された見積設計資料等を基に、事業費の算出を行う。

(4) 仮設積み替え施設整備・運営計画作成

旧焼却施設解体工事にともない、仮設積み替え施設等の必要性について検討を行うとともに、解体工事期間を中心とする本事業工事期間中の暫定的な施設運営計画等を作成し、その費用の算出を行う。

7 発注支援

旧焼却施設解体工事の発注、契約において入札あるいは契約図書の検討、現場説明や質疑応答の支援および必要書類案の作成、スケジュール管理、応札図書に対する技術的審査支援等を行う。

(1) 実施方針の策定および公表に係る支援

本事業を実施するに当たり、実施方針の作成を行う。実施方針で規定すべき項目についてとりまとめ、役割分担とリスク分担、事業期間について明確化する。

(2) 事業者の募集書類の作成に係る支援

事業者を募集するための各種資料の作成を行う。

ア 入札説明書

イ 要求水準書

ウ 落札者決定基準

エ 様式集

オ 契約書（案）

(3) 選定委員会（開催の場合）への出席

(4) 契約等の締結等に係る専門的支援

事業者との協定および契約等の締結を円滑に進めるために専門的助言等を含む支援を行う。

(5) その他支援

その他、契約等に当たり必要となる専門的支援を必要に応じて行う。

第5節 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 令和8年度

ア	新ごみ処理施設整備基本計画（中間報告）	簡易製本	10部
	（事業全体のスケジュールについては、その暫定版を令和9年1月までに示すこと。）		
イ	敷地造成工事基本設計報告書（中間報告）	ファイル綴	3部
ウ	旧焼却施設解体工事基本計画（中間報告）	ファイル綴	3部
エ	上記電子データ	CD-R等	一式

(2) 令和9年度

ア	新ごみ処理施設整備基本計画（中間報告）	簡易製本	10部
イ	敷地造成工事基本設計報告書（中間報告）	ファイル綴	3部
ウ	旧焼却施設解体工事基本計画（中間報告）	ファイル綴	3部
エ	上記電子データ	CD-R等	一式

(3) 令和10年度

ア	新ごみ処理施設整備基本計画（本編）	レザック製本	11部
イ	新ごみ処理施設整備基本計画（本編）	黒表紙金文字入れ	1部
ウ	新ごみ処理施設整備基本計画（概要版）	パンフレット	24部
エ	新ごみ処理施設整備基本設計報告書	簡易製本	5部
オ	敷地造成工事基本設計報告書	ファイル綴	2部
カ	旧焼却施設解体工事基本計画	ファイル綴	2部
キ	旧焼却施設解体工事設計図書	ファイル綴	2部
ク	解体工事発注支援に関する書類	ファイル綴	一式
ケ	上記電子データ	CD-R等	一式

第3章 PFI等導入可能性調査業務

受託者は、本市の事業目標に基づき、事業範囲、事業期間、事業形態、市場調査等を踏まえ、当該事業をPFI等事業として実施する場合の事業方式の可能性の評価について技術的支援等を行う。

1 公共事業方式の整理

公共事業の事業方式（公設公営方式、公設民営方式、PFI（民設民営）方式）ごとに方式の概要、公共および民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共および民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例等について整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

2 施設整備運営事業における事業方式の評価

(1) 事業範囲の検討

当該事業の事業範囲の検討を行う。

(2) 事業で想定される事業方式の抽出と公共および民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出すると同時に、公共および民間の役割分担のあり方について検討する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、本事業をPFI等の手法により実施した場合の課題を整理する。

(4) 支援措置の検討

公的な補助（交付金）、税制上の支援や土地の無償貸与、金融上の支援措置等、民間事業者の応募意欲を高め、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

(5) リスク分析および官民の役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクの所在を明確化（特化）し、リスク分析および官民の役割分担を検討する。

3 各事業方式における前提条件の設定

前項で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

4 事業化シミュレーション（VFMの評価）

(1) 財務シミュレーション

前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費および運営費）の算出および資金の内訳（国庫補助、起債、自主財源等）

を明らかにする。

(2) V F Mの評価

上記までの検討結果を踏まえ、各事業方式で期待される、V F M（バリュー・フォー・マネー：事業のライフサイクルにおける費用と効果の最適な組み合わせ）による財政支出の削減効果を算出する。

5 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）

本事業の事業概要書を提示し、アンケートにより、民間事業者の参加意向等を把握する。

6 事業方式の評価

各事業方式を総合的に評価し、本市の事業方式として適切な事業方式の抽出を行う。

7 事業実施に当たっての課題整理

前項で抽出した事業方式により事業を実施する場合のスケジュール(案)および課題等について整理する。

8 成果品

成果品は次のとおりとする。

令和9年度

(1) P F I 等導入可能性調査報告書（本編）	レザック製本	12部
(2) P F I 等導入可能性調査報告書（本編）	黒表紙金文字入れ	1部
(3) P F I 等導入可能性調査報告書（概要版）	簡易製本	20部
(4) 上記電子データ	CD-R等	一式

第4章 土壌汚染状況調査業務

本調査は、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」および同法同条第2項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」の提出に向け、土壌汚染のおそれについて、土壌汚染対策法（土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン最新版(環境省)）に基づく、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）を実施するとともに土壌汚染状況調査（土壌ガス調査および土壌調査）計画策定および土壌汚染状況調査（土壌ガス調査および土壌調査）をするものである。

なお、解体を予定する旧焼却施設および現熔融施設がダイオキシン類対策特別措置法で定められた特定施設であることから、土壌中のダイオキシン類についても汚染状況を調査する。

第1節 地歴調査

1 調査内容

土壌汚染対策法第4条に基づき、図4-1に示す流れで地歴調査を行う。地歴調査の範囲を図4-2に示す。秋田市総合環境センターの事業用地全体を対象とする。

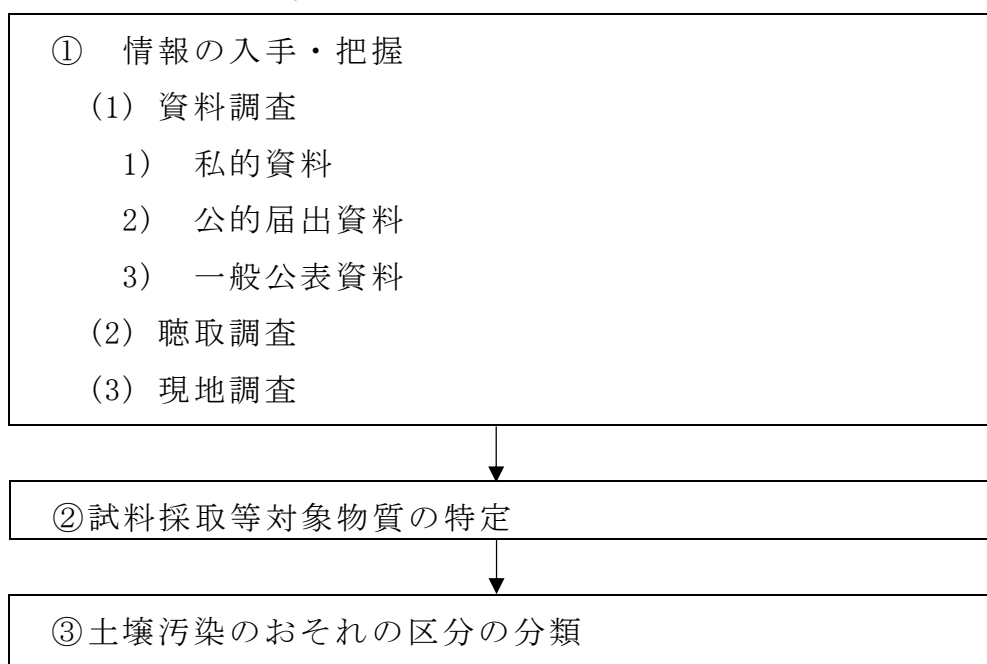


図4-1 土壌汚染状況調査の対象地における地歴調査の流れ
(法第4条調査)

(「土壌汚染状況調査における地歴調査について（平成24年8月17日付け
環水大土発第120817003号）」より本市作成)

(1) 資料調査

調査対象地における特定有害物質（ダイオキシン類を含む）による土壌汚染のおそれを推定するため、有効な情報が記載された既存資料（私的資料、公的資料、一般公表資料）を入手し、その内容を把握する。資料等調査の項目は次に示すとおりとする。

ア 土壌汚染状況調査対象地の範囲を確定するための情報

イ 土地の用途および地表の高さの変更、地質および水理地質情報に関する情報

(ア) 地形図により地下水の流向や地質情報を推察する。

(イ) 地質図、水理地質図がある場合は地下水の流向地質情報を調査する。

ウ 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

エ その他一般公表されている資料で確認できるものがあれば調査する。

(2) 聴取調査

聴取調査は、施設管理者らに対して実施し、必要に応じて、関係職員や近隣居住者等の地元精通者へ過去の土地利用履歴の聞き取り調査を行う。

なお、聴取調査を行う際には、有効な調査結果が得られるように調査対象者の人選や協力依頼の方法に留意し、守秘義務に十分配慮するとともに、無用な風評の発生やトラブルを避けるように注意する。

(3) 現地調査

対象地については、現地にて地形の状況、土地の現況、汚染可能性のある利用状況等を確認する。立ち入りが不可能な場合は、周辺より目視観察を行い、可能な限り現地状況を把握する。

(4) 考察および報文執筆

ア 結果の整理

地歴等調査、現地調査等で得られた結果を整理し、対象地の汚染のおそれの区分や利用履歴等について報告する。また、汚染のおそれの区分については次のとおりとする。

(ア) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

(イ) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

(ウ) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

測量調査を行い、調査位置を明確化すること。また、舗装掘削が必要となる位置についても明確化するものとし、舗装厚などを含めた既存資料の調査を実施すること。

(3) 調査回数

1回

(4) 調査方法

土壤汚染対策法およびダイオキシン類対策特別措置法に示された手法

(5) 考察および報文執筆

入手および把握した情報を基に、調査対象地における土壤汚染状況を考察し、報告書を作成すること。

(6) 届出書の作成に関する助言

土壤汚染対策法に基づく届出書（様式第六）および報告書（様式第七）の作成に必要な技術的助言を行うとともに、これまでの調査結果を整理した書類を作成すること。事業計画段階のため必要な書類がそろわない場合は、必要な書類の一覧表を作成し、今後の課題として整理する。

第3節 成果品

成果品は次のとおりとする。

令和8年度

- | | | |
|-----------------|----------|-----|
| (1) 土壤汚染状況調査報告書 | ファイル綴 | 10部 |
| (2) 土壤汚染状況調査報告書 | 黒表紙金文字入れ | 1部 |
| (3) 上記電子データ | CD-R等 | 一式 |

第5章 測量・地質調査業務

第1節 測量

1 測量概要

新ごみ処理施設建設予定地および最終処分場について測量を行い、施設基本計画・基本設計業務等における基礎資料とする。

測量調査内容は、次のとおりとする。ただし、測量調査内容、測量範囲等は、施設基本計画での施設配置検討結果等を踏まえ、図面の縮尺等を含め協議とする。

2 調査内容

(1) 地形測量（敷地全体）

空中写真測量（1/500 想定）

(2) 路線測量（最終処分場）

作業計画、現地踏査

中心線測量 約 400m

縦断測量 約 400m

横断測量 約 400m

間隔 20m 測量幅 205m 以上 250m 未満

第2節 地質調査

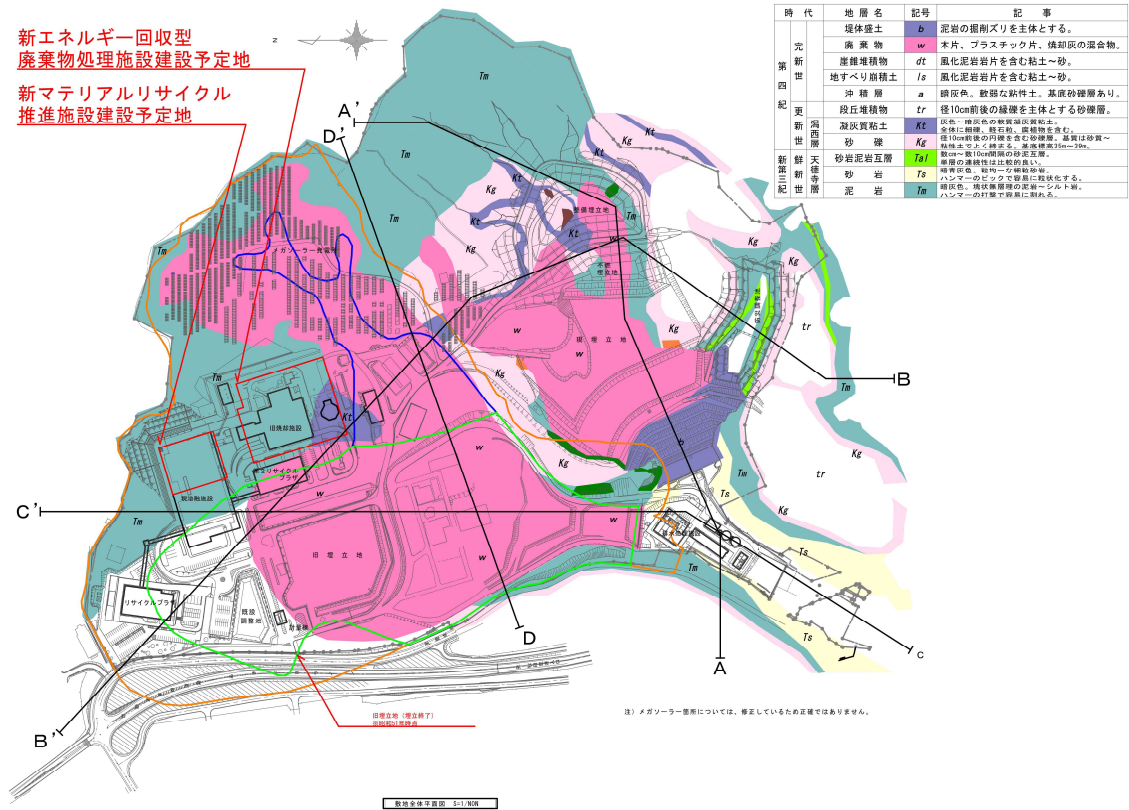
1 調査概要

新ごみ処理施設建設予定地を対象に地質調査を行い、施設基本計画・基本設計業務等における基礎資料とする。

調査範囲は、新ごみ処理施設の想定設置範囲とする。

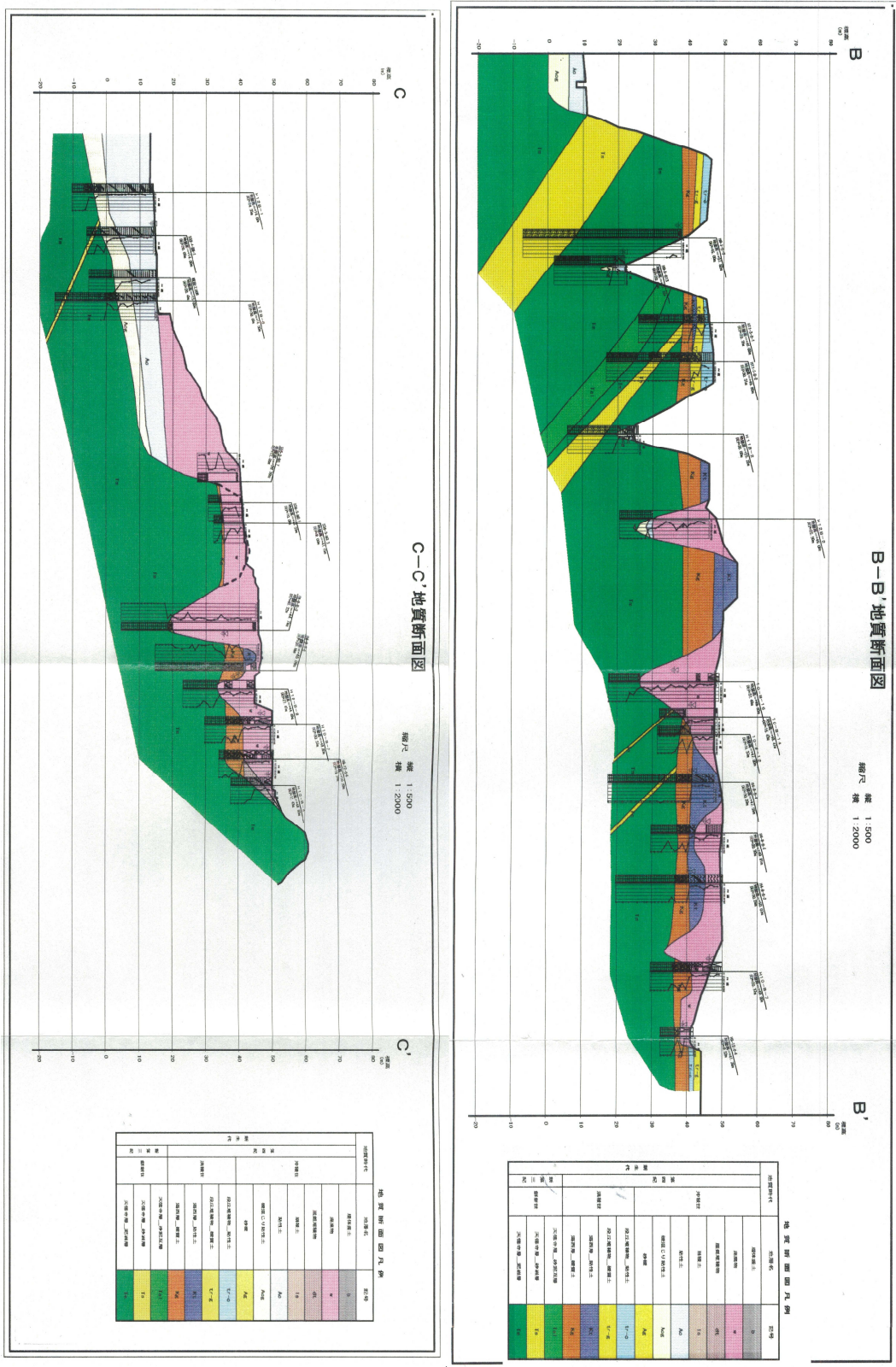
新エネルギー回収型
廃棄物処理施設建設予定地

新マテリアルリサイクル
推進施設建設予定地



敷地平面図

【図5-1 既往の地盤情報】

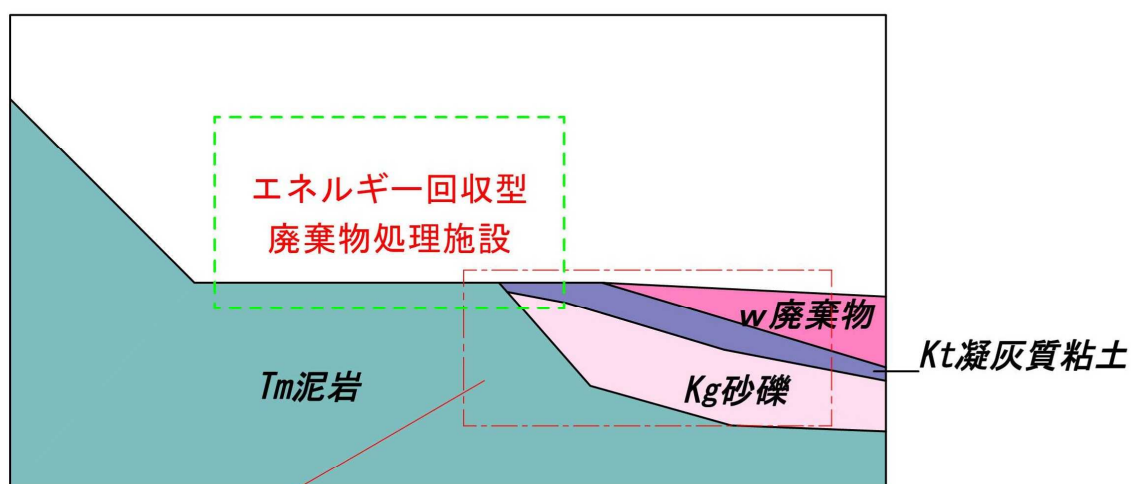


地質断面図 (B-B')、(C-C')

【図5-2 既往の地盤情報】

新施設の地盤調査方針（案）を次のように考える。

- (1) 新施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）建設予定地の基礎部分の広い範囲には Tm 層（泥岩）が露頭している。
- (2) ただし、新施設の基礎の一部（主に南西部）では、Kt 層（凝灰質粘土）が分布し、さらにその下に Kg 層（砂礫）が薄く分布している可能性が考えられる。
- (3) 新施設の基礎構造の設計に当たって、Kt 層、Kg 層の分布状況および強度特性を把握することとする。
- (4) また、Kg 層の分布状況によっては、新ごみ処理施設建設時に Kg 層を掘削する可能性が考えられ、表流水が Kg 層に流入し、下流の廃棄物層への流入水量が増大することも懸念される。Kg 層を主な対象とし、地下水状況（地下水、流動方向）を把握し、新ごみ処理施設建設工事における地下水対策を検討するための資料とする。



新施設建設予定地の地盤状況・地下水状況の把握

【図 5 - 3 新施設付近の想定地質断面図】

2 調査内容

(1) 現地調査

ア ボーリング 15箇所程度を想定

※掘削孔径は各種試験等に必要な径とする。

イ 標準貫入試験 @1m

ウ 地下水位測定（観測井設置含む）

エ 地下水調査

(2) 室内土質試験

ア 土粒子の圧密試験

イ 土の含水比試験

ウ 土の粒度試験

エ 土の液性限界・塑性限界試験

オ 土の湿潤密度試験

カ 土の一軸圧縮試験

キ 土の三軸圧縮試験

(3) 解析等調査

ア 柱状図作成

イ 地下水コンター図作成

第3節 成果品

成果品は次のとおりとする。

令和8年度

(1) 測量結果報告書	ファイル綴	10部
(2) 測量結果報告書	黒表紙金文字入れ	1部
(3) 地質調査結果報告書	ファイル綴	3部
(4) 地質調査結果報告書	黒表紙金文字入れ	1部
(5) 上記電子データ	CD-R等	一式

第6章 環境影響評価関係業務

受託者は、第1章総則4(1)アに示した計画施設について、秋田県環境影響評価条例（以下「条例」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および各種指針等に基づく環境影響評価、生活環境影響調査およびその手続き支援を行う。

なお、本業務に当たっては、「第2章 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務」、「第4章 土壌汚染状況調査業務」、「第5章 測量・地質調査業務」および「第8章 排水処理施設改修支援業務」を踏まえた内容とすること。

第1節 新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価

1 方法書作成

(1) 計画立案・準備

ごみ処理施設整備基本計画等の内容、業務の目的を十分理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

必要に応じて対象事業が実施される地域およびその周辺の概況を把握するため、地域の自然的状況、社会的状況について現地踏査を行う。

(2) 事業特性の把握

事業計画を基に、事業特性を把握・整理する。

(3) 地域特性の把握

本事業の実施区域とその周辺区域の概況および基礎的な環境特性を明らかにするため、自然的状況および社会的状況について文献資料調査を行う。文献資料調査は、国又は地方公共団体等が所有する一般的に入手可能な最新の文献および資料等を収集・整理することを基本とする。

(4) 環境影響評価項目の選定

条例および秋田県環境影響評価技術指針を踏まえ、対象事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれのある行為・要因を抽出するとともに、影響を受けるおそれの環境要素および項目を選定する。

環境影響評価項目の選定に当たっては、事業特性および地域特性に関する情報を踏まえるとともに、選定した項目および選定しなかった項目について、その理由を整理する。

(5) 調査、予測および評価の手法の選定

選定した環境影響評価項目について、調査、予測および評価の手法を選定する。

(6) 方法書の作成等技術支援

上記内容等を取りまとめ、条例に基づく環境影響評価方法書を作成等の技術的検討を行い、事業計画等へ反映させる支援を行う。

(7) 関係機関協議補助

関係機関である秋田県生活環境部環境保全課との事前協議に出席・協議補助を行う。協議回数は3回を想定する。

2 現況調査

作成した方法書に基づき、本施設の稼働・供用に伴う周辺環境への影響を予測するのに必要な情報を得るため、現況調査を実施するものとする。

なお、現況調査の項目・地点等については、事業特性および地域特性を踏まえ、必要に応じ見直し等を検討した上で、担当職員と協議し決定するものとする。

3 準備書作成

(1) 事業特性の把握

方法書および事業計画を基に、対象事業の事業特性の変更等を踏まえた上で、事業特性を把握・整理する。

(2) 地域特性の把握

方法書を基に、入手可能な最新の文献その他の資料により、対象地域の気象および水象等の自然的条件ならびに人家の状況などの社会的条件に関する情報について、既存文献資料等の年次更新および関係法令等の改正有無等に留意し、情報を収集・整理する。

(3) 現況調査

「2 現況調査」の結果を踏まえ、その結果を準備書に掲載する。

(4) 予測および環境保全措置の検討

影響の予測は、方法書で選定した環境影響評価項目を対象とするものとし、現況調査の結果を踏まえて実施する。

予測に当たり、計画施設の構造および維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

なお、煙突排ガス（大気質）に係る拡散予測に当たり、高層気象観測の結果を踏まえた気象条件および地形の起伏を考慮するものとする。

(5) 影響の分析・評価

影響の分析・評価は、施設の設置による影響の程度について、環境影響評価項目に係る現況、予測される変化の程度および環境基準等の目標を考慮し、環境基準等の目標と予測値を対比してその整合性を検討すること。評価は、環境への影響が実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについて本市の見解を明らかにすることにより行う。

(6) 事後調査計画の検討

上記までの検討結果を踏まえ、事後調査の計画について検討を行う。

(7) 環境影響評価準備書の作成等技術支援

上記までの検討結果を取りまとめ、条例に基づく環境影響評価準備書作成等の技術的検討を行い、事業計画等へ反映させる支援を行う。

(8) 関係機関協議補助

関係機関である秋田県生活環境部環境保全課との事前協議に出席・協議補助を行う。協議回数は3回を想定する。

4 評価書作成

(1) 知事意見見解案の作成

準備書に係る知事意見に対する見解案を検討するとともに、当該意見等を踏まえた準備書の修正検討を行う。

(2) 評価書の作成等技術支援

準備書に対する意見や知事意見への対応等を踏まえた取りまとめを行い、条例に基づく環境影響評価書作成等の技術的検討を行い、事業計画等へ反映させる支援を行う。

(3) 関係機関協議補助

関係機関である秋田県生活環境部環境保全課との事前協議に出席・協議補助を行う。協議回数は2回を想定する。

第2節 新ごみ処理施設建設に係る生活環境影響調査

1 新ごみ処理施設（焼却施設）に係る生活環境影響調査

(1) 生活環境影響調査書の作成

ア 計画立案・準備

新ごみ処理施設整備基本計画等の内容、業務の目的を十分理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

イ 施設計画の内容整理

処理施設の計画・設計内容を把握し、生活環境に影響を及ぼす要因を整理する。

ウ 地域特性の把握

本事業の実施区域とその周辺区域の概況および基礎的な環境特性を明らかにするため、自然的状況および社会的状況について文献調査を行う。

エ 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響要因および地域特性を勘案し、新ごみ処理施設施設の供用に伴い影響を生じるおそれのある生活環境影響要因を選定する。項目の選定に当たっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「生活環境影響調査指針」という。）に示される「焼却施設」の標準的な関連表を参考とする。

オ 現況把握

処理施設の計画地およびその周辺の環境特性に関し、既存資料調査結果および既存現地調査結果を踏まえ、計画地周辺の現況を整理する。

カ 予測・影響の分析

予測した各項目に関し、環境基準等との整合性および実行可能な範囲内で環境への影響を回避又は低減できたか否かについて本市の見解をまとめるとともに、必要に応じて、環境保全対策の検討を行う。

キ 総合的な評価

生活環境影響調査指針に従い、現況把握、予測、影響の分析の結果を整理する。また、生活環境影響調査の結果、施設の設置に係る計画、維持管理に係る計画に反映した事項について整理する。

ク 関係機関協議補助

生活環境影響調査書作成のために必要な関係諸機関である秋田市廃棄物対策課等との協議に同席する。

(2) その他

新ごみ処理施設の詳細設計が未定等のため、本業務契約期間内に生活環境影響調査書の完成が困難な場合、詳細設計等が不可欠な内容については、本市が生活環境影響調査を引き継ぐものとする。その場合の生活

環境調査書については、可能な範囲で作成するものとする。

2 新ごみ処理施設（前処理破碎施設）に係る生活環境影響調査対応

(1) 生活環境影響調査書の作成

ア 計画立案・準備

ごみ処理施設整備基本計画等の内容、業務の目的を十分理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

イ 施設計画の内容整理

処理施設の計画・設計内容を把握し、生活環境に影響を及ぼす要因を整理する。

ウ 地域特性の把握

本事業の実施区域とその周辺区域の概況および基礎的な環境特性を明らかにするため、自然的状況および社会的状況について文献調査を行う。

エ 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響要因および地域特性を勘案し、前処理破碎施設の供用に伴い影響を生じるおそれのある生活環境影響要因を選定する。項目の選定に当たっては、生活環境影響調査指針に示される「破碎・選別施設」の標準的な関連表を参考とする。

オ 現況把握

処理施設の計画地およびその周辺の環境特性に関し、既存資料調査結果および既存現地調査結果を踏まえ、計画地周辺の現況を整理する。

カ 予測・影響の分析

予測した各項目に関し、環境基準等との整合性および実行可能な範囲内で環境への影響を回避又は低減できたか否かについて本市の見解をまとめるとともに、必要に応じて、環境保全対策の検討を行う。

キ 総合的な評価

生活環境影響調査指針に従い、現況把握、予測、影響の分析の結果を整理する。また、生活環境影響調査の結果、施設の設置に係る計画、維持管理に係る計画に反映した事項について整理する。

ク 関係機関協議補助

生活環境影響調査書作成のために必要な関係諸機関である秋田市廃

棄物対策課等との協議に同席する。

(2) その他

新ごみ処理施設に係る設備の詳細設計が未定等のため、本業務契約期間内に生活環境影響調査書の完成が困難な場合、詳細設計等が不可欠な内容については、本市が生活環境影響調査を引き継ぐものとする。その場合の生活環境調査書については、可能な範囲で作成するものとする。

第3節 留意事項

環境影響評価関係業務を一括で再委託する場合、以下のことに留意すること。

- 1 総括責任者、管理技術者および担当技術者は、再委託業者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- 2 総括責任者、管理技術者および担当技術者は、環境影響評価関係業務が確実に履行されるよう、他業務との調整・連携を確実に行うこと。
- 3 照査技術者は、再委託業者から適宜、報告書等を求め、技術上の的確性を確認すること。
- 4 次の業務について、受託者も同席し、再委託業者のみに対応させないこと。
 - (1) 本市との打合せ
 - (2) 関係機関協議
 - (3) その他、本市が必要とするもの

第4節 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 令和8年度

ア	環境影響評価等業務報告書（中間報告）	簡易製本	10部
イ	環境影響評価方法書および要約書※1	くるみ製本	各80部
ウ	方法書パンフレット※1（A4、8ページ程度）		500部
エ	現況調査等報告書（中間報告）	簡易製本	2部
オ	上記電子データ CD-R等		一式

(2) 令和9年度

ア	環境影響評価等業務報告書（中間報告）	簡易製本	10部
イ	現況調査等報告書（中間報告）	簡易製本	2部

ウ	上記電子データ	CD-R等	一式
(3) 令和10年度			
ア	環境影響評価等業務報告書（中間報告）	簡易製本	10部
イ	現況調査等報告書（中間報告）	簡易製本	2部
ウ	環境影響評価準備書および要約書※1	くるみ製本	80部
エ	準備書パンフレット※1（A4、12ページ程度）		500部
オ	上記電子データ	CD-R等	一式
(4) 令和11年度			
ア	環境影響評価等業務報告書（中間報告）	簡易製本	10部
イ	現況調査等報告書（中間報告）	簡易製本	2部
ウ	環境影響評価書および要約書※1	くるみ製本	80部
エ	上記電子データ	CD-R等	一式
(5) 令和12年度			
ア	環境影響評価等業務報告書	簡易製本	10部
イ	環境影響評価等業務報告書	黒表紙金文字入れ	1部
ウ	現況調査等報告書	簡易製本	2部
エ	生活環境影響調査書（焼却施設、前処理破碎施設）		各20部
オ	その他必要な書類		一式
カ	上記電子データ	CD-R等	一式

※1 関係機関との調整等により、変更が生じる場合がある。

< 現況調査項目（現時点の想定） >

1 大気質

(1) 大気質（一般環境大気質：四季調査）

ア 調査項目

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類

イ 調査地点

5 地点（計画地および周辺集落代表 4 地点程度を想定。）

ウ 調査時期

1 週間×4 季（塩化水素は 24 時間値×7 日、水銀は 24 時間値×7 日、ダイオキシン類は 7 日間値を測定）

エ 調査方法

「大気汚染に係る環境基準」等に定める手法

(2) 大気質（地上気象）

ア 調査項目

風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量

イ 調査地点

1 地点（計画地付近）

ウ 調査時期

1 年間（1 時間値を連続測定）

エ 調査方法

「地上気象観測指針」に準拠した手法

(3) 大気質（上層気象）

ア 調査項目

風向・風速、気温

イ 調査地点

1 地点（計画地付近）

ウ 調査時期

7 日間（8 回/日）×4 季

エ 調査方法

ラジオゾンデ等を用いる手法

(4) 大気質（粉じん等）

ア 調査項目

降下ばいじん、浮遊粉じん

イ 調査地点

降下ばいじんは4地点（計画地1地点および最寄集落1地点、道路沿道2地点程度を想定）、浮遊粉じんは2地点（計画地1地点および最寄集落1地点程度を想定）

ウ 調査時期

降下ばいじんは1ヶ月間×4季、浮遊粉じんは1週間×4季

エ 調査方法

降下ばいじんはダストジャーによる手法、浮遊粉じんはローボリウムエアサンプラーによる手法

(5) 大気質（道路沿道大気質）

ア 調査項目

窒素酸化物、浮遊粒子状物質

イ 調査地点

1地点（工事用車両および廃棄物運搬車両の主要走行ルート沿道）

ウ 調査時期

1週間×4季

エ 調査方法

「大気汚染に係る環境基準」等に定める手法

2 騒音

(1) 環境騒音

ア 調査項目

騒音レベル

イ 調査地点

3地点（事業計画地2地点および最寄集落1地点程度を想定）

ウ 調査時期

休日・平日に各1回（24時間）

エ 調査方法

JIS Z 8731 「環境騒音の表示・測定手法」に準拠した手法

(2) 道路交通騒音

- ア 調査項目
騒音レベル
- イ 調査地点
2 地点（工事用車両および廃棄物運搬車両の主要走行ルート沿道）
- ウ 調査時期
休日・平日に各 1 回（24 時間）
- エ 調査方法
JIS Z 8731 「環境騒音の表示・測定手法」に準拠した手法

(3) 交通量

- ア 調査項目
車線別車種別交通量、走行速度
- イ 調査地点
2 地点（工事用車両および廃棄物運搬車両の主要走行ルート沿道）
- ウ 調査時期
休日・平日に各 1 回（24 時間、騒音・振動調査時に合わせて実施）
- エ 調査方法
カウンター計測

3 振動

(1) 環境振動

- ア 調査項目
振動レベル
- イ 調査地点
3 地点（事業計画地 2 地点および最寄集落 1 地点程度を想定）
- ウ 調査時期
休日・平日に各 1 回（24 時間）
- エ 調査方法
JIS Z 8735 「振動レベル測定手法」に準拠した手法

(2) 道路交通振動

- ア 調査項目
振動レベル、地盤卓越振動数

イ 調査地点

2 地点（工事用車両および廃棄物運搬車両の主要走行ルート沿道）

ウ 調査時期

休日・平日に各 1 回（2 4 時間）（地盤卓越振動は 1 0 台／地点程度（大型車両走行時））

エ 調査方法

JIS Z 8735 「騒音レベル測定手法」に準拠した手法

4 悪臭

(1) 調査項目

特定悪臭物質濃度、臭気指数

(2) 調査地点

7 地点（特定悪臭物質濃度は事業計画地敷地境界 2 地点、煙道 1 地点、周辺住居付近 4 地点の計 7 地点、臭気指数は事業計画地敷地境界 2 地点、煙道 1 地点、周辺住居付近 4 地点の計 7 地点を想定）

(3) 調査時期

1 回（夏季）

(4) 調査方法

悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の手法」および「嗅覚測定法マニュアル」（平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める手法

5 水質

新ごみ処理施設の影響を想定して降雨時の現況調査を実施する。最終処分場の影響を想定して非降雨時の現況調査を実施する。

(1) 河川水質（降雨時）

ア 調査項目

浮遊物質（SS）、濁度、流量、土壌沈降試験

イ 調査地点

浮遊物質（SS）、濁度、流量は 3 地点程度、土壌沈降試験は土地改変箇所 2 地点

ウ 調査時期

降雨時 3 回（各降雨毎に 3 検体）

エ 調査方法

環境基準等に示された手法等

(2) 河川水質（無降雨時）

ア 調査項目

(ア) 生活環境項目

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、溶存酸素量、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、水温、透視度

(イ) 健康項目等

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

イ 調査地点

3 地点

ウ 調査時期

生活環境項目は年 4 回（4 季）、健康項目は年 2 回（冬季、夏季）

エ 調査方法

環境基準等に示された手法等

6 土壌汚染

(1) 調査項目

ダイオキシン類

(2) 調査地点

4 地点（大気質調査地点のうち、周辺住居付近 4 地点）

(3) 調査時期

1 回

(4) 調査方法

ダイオキシン類対策特別措置法に示された手法等

7 動物

(1) 調査項目

哺乳類、鳥類、猛禽類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生生物

(2) 調査地点

ア 哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類および陸産貝類については、計画地およびその周辺（200mの範囲）

イ 猛禽類については、計画地およびその周辺（半径1km程度）

ウ 魚類および底生生物については、3地点（計画地下流水路・池等を想定）

(3) 調査時期

ア 哺乳類については、4回（春、夏、秋、冬）

イ 鳥類については、4回（春、初夏、秋、冬）

ウ 猛禽類については、14回（2月～8月×2営巣期、各3日連続）

エ 両生および爬虫類については、3回（早春、春、夏、秋）

オ 昆虫類については、3回（春、夏、秋）

カ 魚類および底生生物については、4回（春、夏、秋、冬）

(4) 調査方法

ア 哺乳類

フィールドサイン法（夜間調査も含む）、トラップ法（トラップの見回りを含む2晩程度）等、自動撮影法（30日程度）

イ 鳥類

ルートセンサス法、定点観察法、任意調査（夜間調査も含む）

ウ 猛禽類

定点観察法、営巣林踏査等

エ 両生・爬虫類

任意調査（夜間調査も含む）

オ 昆虫類

任意調査、ライトトラップ法（1晩）、ベイトトラップ法（1晩）等

カ 魚類

任意調査（投網、タモ網等）、トラップ法（モンドリ等）

キ 底生生物

任意調査

8 植物

(1) 調査項目

植物相、植生

(2) 調査地点

ア 植物相については、計画地およびその周辺（200mの範囲）

イ 植生については、計画地およびその周辺（半径1km程度）

(3) 調査時期

ア 植物相については、4回（早春、春、夏、秋）

イ 植生については、2回（春～秋）

(4) 調査方法

ア 植物相

任意観察法

イ 植生

植生区分図作成、コドラート法

9 生態系

動物、植物の調査結果を踏まえ、現地踏査および環境類型区分の整理、動植物の生態的特性、食物連鎖等の整理、生態系を特徴づける動植物種の抽出などを通して、生態系の概要を把握する。

10 景観

(1) 調査項目

主要な視点場からの景観の現況

(2) 調査地点

5地点程度（計画地周辺で計画地を眺望可能な箇所）

(3) 調査時期

4回（春、夏、秋、冬）

(4) 調査方法

写真撮影等による手法

第7章 最終処分場整備支援業務

更新する新ごみ処理施設の処理方式、焼却残渣処理の計画と併せ、長期的な視点で排水処理施設、防災調整池も含めた最終処分場の整備、管理および運営について調査、検討すること。

1 最終処分場の整備に関する調査

(1) 既存最終処分場の構造調査

整備の条件となる既存最終処分場の竣工図および設計書等に基づき制約条件を整理する。また、測量結果に基づき次の残余容量を算定すること。

ア 現埋立地

イ 整備埋立地

ウ 不燃埋立地

(2) 既存処分場下部の在来地盤状況把握

整備により埋立地底部地盤に働く荷重が増加することから、底部地盤の地耐力や圧密沈下特性等を把握するため、地質調査資料を整理する。

(3) 整備形状の基本検討

前述した検討内容に基づいて、嵩上げや拡張等の整備形状を検討するとともに、埋立容量を算定する。また、埋立地施設の健全性が確保できるか次の観点から検討する。

ア 堰堤の安定性

安定計算により安全性を確認する。

イ 浸出水および地下水集排水施設の健全性

増加荷重による集排水管のたわみ等を計算し、排水能力が確保できるか検討する。

ウ ガス抜き施設の延伸

整備に応じた既存ガス抜き施設の延伸を検討する。

エ 雨水排水施設の規模と配置

完成形状に基づいて雨水の流域分割を行い、流量計算を実施して雨水集排水施設および防災調整池の規模と配置を検討する。

2 最終処分場の整備に関する整備計画策定

最終処分場の整備に関する整備計画の策定を行うこと。

(1) 事業概要の整理

最終処分場の整備に必要な事業概要を整理すること。

(2) 基本事項の整理

最終処分場の整備に関する基本事項を整理すること。

(3) 整備計画の作成

最終処分場の整備に関する基本計画を作成すること。

(4) 管理計画の作成

最終処分場の整備後の管理計画を作成すること。

(5) 工事工程の検討

関係する官公庁との協議等を踏まえ、計画完了後から竣工引渡しまでの全体工程の検討を行うこと。

(6) 概算工事費の検討

事業者への見積徴収やヒアリング等を実施し、本事業に関する概算事業費の検討を行うこと。なお、概算工事費に用いる歩掛と単価は、国土交通省積算基準と単価、市場単価、見積によるものとする。

3 最終処分場整備に関する実施設計

最終処分場の嵩上げ又は拡張にともなう実施設計を行うこと。

(1) 基本条件の整理

最終処分場の整備計画を基に、実施設計時に必要となる基本条件を整理すること。

(2) 図面作成

最終処分場の整備に関して、工事発注に必要となる各種図面の作成を行うこと。

(3) 数量計算書作成

最終処分場の整備に関して、工事発注に必要となる数量計算書の作成を行うこと。

(4) 工事設計書作成

最終処分場の整備に関して、工事発注に必要となる工事設計書の作成を行うこと。

(5) 特記仕様書作成

最終処分場の整備に関して、工事発注に必要となる特記仕様書の作成を行うこと。

4 成果品

成果品は次のとおりとする。

令和 8 年度

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 最終処分場整備計画書 | 一式 |
| (2) 最終処分場管理計画書 | 一式 |
| (3) 設計図、数量計算書、工事設計書、特記仕様書 | 一式 |
| (4) 上記黒表紙金文字入れ正本 | 1 部 |
| (5) 上記電子データ | CD-R等 一式 |

(参考) 現有施設

管理型最終処分場

埋立容量

旧埋立地：2,270,000(m³)

現埋立地：1,500,000(m³)

処理方式：準好気性型

竣工年月

旧埋立地：昭和42年11月

現埋立地：昭和54年3月（第1期）、平成16年3月（第2期）

第8章 排水処理施設改修支援業務

最終処分場の整備を踏まえ、排水処理施設の改修について調査、検討すること。

1 排水処理施設機能調査

(1) 機能調査

排水処理施設について、次に示す事項について調査を行う。使用するデータは、最近5年間程度のものとするを原則とする。

ア 浸出水量と水質の経年変化の把握・整理

イ 補修履歴の把握・整理

ウ 維持管理費用の把握・整理

エ 現地確認による設備状況の把握・整理

オ 交換設備の検討

(2) 改修フロー検討

浸出水の水質は経年的に良質化することから、近年の水質を参考に処理プロセス簡略化の可能性を検討し、改修フローを検討する。

(3) 改修設備検討

改修フローに基づいて、改修が必要な設備を整理する。

2 コンクリート構造物劣化度調査

既存施設のコンクリート構造物に関して、次に示す事項について調査を実施し、報告書を作成すること。

(1) 現地調査（目視調査、写真撮影等の実施）

(2) 躯体調査（打音検査、かぶり厚さ、コンクリート圧縮強度試験、コンクリート中性化試験、コンクリート含有塩分量調査、鉄筋腐食状況調査）

なお、各調査等に当たっては必要に応じて鉄筋探査を行うものとする。また、必要な調査箇所および調査数については、あらかじめ協議の上、決定するものとする。

(3) 調査結果の解析および報告書作成

3 放流管調査

既存の放流管に関して、次に示す事項について調査を実施し、報告書を作成すること。

(1) 現地調査（目視・カメラ調査、土被り状況調査、写真撮影等の実施）

(2) 管路の性能評価

(3) 放流可能流量の算定

(4) 鉄道線路および民地横断に関する状況整理

(5) 調査結果の解析および報告書作成

4 処理水放流フロー検討

上記の調査結果に基づき必要な対策を検討すること。なお、配管ルートについては、道路、鉄道線路および民地等を経由していることから、関係団体等との協議についても実施すること。

また、排水処理施設から排出される処理水について公共下水道への放流および必要な施設整備について検討すること。

5 排水処理施設の改修に関する改修計画策定

次に示す検討を行い、排水処理施設改修計画を策定すること。

(1) 現状把握と課題抽出

(2) 処理施設の性能評価

(3) 処理負荷の予測

(4) 処理方式の評価

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

令和8年度

- | | | |
|------------------|-------|----|
| (1) 排水処理施設改修計画書 | | 一式 |
| (2) 上記黒表紙金文字入れ正本 | | 1部 |
| (3) 上記電子データ | CD-R等 | 一式 |

(参考) 現有施設

排水処理施設

処理能力

旧埋立地： 900 (m³)

現埋立地： 1,100 (m³)

処理方式

旧埋立地： Fe 除去処理 + 砂ろ過

現埋立地： Ca 除去処理 + 標準活性汚泥法 + 凝集沈殿法 + 砂ろ過

竣工年月

旧埋立地： 昭和42年11月

現埋立地： 昭和54年3月（第1期）、平成16年3月（第2期）